

特自検記録表作成支援ソフト使用許諾契約書

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会（以下、「建荷協」といいます。）は、建荷協のサービス提供と共に提供されるソフトウェア製品（以下「本製品」）を使用する建荷協の会員様（以下「会員」）に対して、本契約にご同意されることを条件として、本製品に含まれるプログラム（以下「本プログラム」）の使用を許諾致します。会員が本製品のご使用（インストールを含む）を開始した時点で、本契約にご同意頂いたものとみなします。

第1条（権利） 建荷協は、本製品の使用を正式に許可したユーザーに限り本プログラムを使用する権利を与えます。本使用許諾同意書に記載の条件の下、会員は本プログラムを建荷協により認められた適法な範囲においてのみ使用することができます。本製品に含まれるすべてのプログラム及びその付属物に対する特許権、著作権及び知的所有権は建荷協に帰属します。

第2条（使用条件） 会員は、本製品のプログラムをコンピュータにインストールして使用することができます。なお、本製品に一定の機能制限や使用期間制限を設けている場合は、会員は当該制限に従った使用を行なうものとします。

第3条（禁止事項） 会員は、本契約で許諾される場合を除き、以下の行為を行なうことはできないものとします。

- ① ソフトウェアの複製、使用、並びにマニュアル等関連資料の複製、翻訳、配布
- ② 本プログラムの改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、自社のシステム等への組込み
- ③ 本製品の全部または一部の再配布、再使用許諾、公開
- ④ 本製品の貸与、譲渡、レンタル、中古品取引
- ⑤ 権利保護を目的に予め設定された技術的な制限の解除、無効化、及び当該方法の公開

第4条（改良改善） 建荷協は、性能改善のため、会員の事前の同意なしに、製品にパッチまたはアップデートを実施することがあります。

第5条（免責） 建荷協は、本プログラムの機能及び品質に付いて、商品性及び特定目的への適合性その他一切の保証を行なうものではありません。

建荷協は、本プログラムの使用もしくは使用不能から生ずる直接的損害、間接的損害、付随的損害、結果的損害、特別損害に付いて、一切の責任を負いません。

会員に対する建荷協の責任の制限は、前項で規定した保証がその本質的な目的を達成できない場合にも適用されます。

建荷協は、会員が行なわれる本プログラムのインストール作業と、作業後の会員のシステムへの影響、損害に関しては、一切の責任を負いません。

以上